

守谷市内における児童クラブ施設設置・運営に関する
サウンディング型市場調査 実施要項

令和7年12月
守谷市生涯学習課

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」(以下「調査」という。)とは、市が予定している事業の検討にあたり、民間事業者等から広く意見を求め、市場性の有無や民間等のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の趣旨

守谷市では、平成17年のつくばエクスプレス開通以降、人口が増加し、子育て世代の居住が拡大しています。これに伴い、共働き家庭の増加により児童クラブの利用児童数も予想を上回る状況となっています。児童クラブは子育て世代にとって重要な支援基盤であることから、今後も待機児童ゼロを維持していく必要があります。

本調査は、守谷市内において、民間事業者が放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の施設設置・運営するにあたり、運営主体となる事業者の皆さまから幅広い意見やアイデア、ノウハウ等を募集し、実現可能性や事業手法、課題等を把握することを目的とします。これにより、今後の事業計画策定や公募条件の検討に役立てる情報収集を行います。

3 調査の概要

(1)児童クラブについて

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働、疾病、介護、看護、障がい等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後や夏休みなどの長期休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業(放課後児童健全育成事業)です。

(2)調査対象者について

放課後児童健全育成事業の実施主体として、安全かつ円滑に放課後児童クラブを管理運営できる能力と意向を有する法人とします。以下に該当する者

の参加はお断りします。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者
- ・守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領(平成6年3月31日制定)により指名停止を受けている者
- ・守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成20年守谷市告示第76号)第3条の規定に基づく排除措置を受けている者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続き開始申立てがなされている者
- ・暴力団(守谷市暴力団排除条例(平成23年条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(守谷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)並びに関係者である者
- ・国税、県税、市税を滞納している者

(3) 調査内容について

自らが事業の実施主体となることを前提に、以下の項目について実現可能なご意見やご提案をお願いします。回答可能な項目のみの回答で構いません。独自提案も歓迎します。

【調査内容】

①事業実施への意向

- ・守谷市内での児童クラブ運営に対する関心度、参加意欲

②事業計画案

- ・施設規模
- ・運営体制
- ・提供サービス
- ・利用料設定案
- ・メリット・デメリット
- ・課題認識
- ・行政への要望

③事業の強み、ノウハウ

④自由な提案

【進め方】

上記項目に沿って実施事例等を交えてご説明いただいたうえで、市担当者より質問します。回答が難しい項目があっても問題ありません。資料の作成・提出は必須ではありませんが、効果的な対話を行う上で必要と判断される場合はご提出ください。（任意様式）

4 申込期間

通年受付とし、随時個別調査を実施します。日時、場所については、個別に調整・連絡します。

5 申込方法

(1) 個別調査参加の申込み

別紙様式「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付して下記アドレス宛送付してください。

送付先メールアドレス:shougai@city.moriya.ibaraki.jp

件名:【児童クラブサウンディング型市場調査申込】団体名

(2) 資料提出（任意）

資料の作成及び提出は必須ではありませんが、必要に応じてエントリーシートとともにEメールに添付してください。

(3) 個別調査

1申込者あたり概ね1時間程度の個別調査を実施します。日時、場所については、個別に調整・連絡します。

6 留意事項

(1) 調査への参加及び対話内容の取扱い

- ・本調査への参加実績は、今後の事業者評価には反映しません。
- ・対話内容は、今後における参考情報として扱い、開所は未定であること、優先的な資格や有利な条件を付与するものではないことをご承知おきください。

(2) 本調査に関する費用

参加に伴う費用は参加者負担です。本市は負担しません。

(3) 追加調査への協力

必要に応じて追加調査（書面含む）をお願いする場合があります。

(4) 実施結果の公表

調査結果は、ホームページで公表する予定ですが、事業者名や知的財産に関する内容は非公表です。公表内容は事前に参加者に確認します。公文書公開請求があった場合は、法令の規定により情報公開の対象となる場合があります。

(5) 資料の取扱い

提出いただいた資料は返却いたしません。

7 問合せ先

茨城県守谷市教育委員会生涯学習課
生涯学習グループ 山崎(やまざき)、飯田(いいだ)
電話 0297-45-1111(内線 273、274)
E-mail shougai@city.moriya.ibaraki.jp